

大阪府における食の安全安心 の確保に関する取組について ～食品添加物の適正使用等について～

平成29年8月7日
大阪府健康医療部食の安全推進課

大阪府食の安全安心推進条例（第1条）

この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。

- 基本理念、府・事業者・府民の役割を明示
- 施策の基本となる事項を定める
- 健康被害防止のための措置を定める



現在および将来の府民の健康の保護を図る

第2期大阪府食の安全安心推進計画

府民の食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、「大阪府食の安全安心推進条例」に基づき、平成25年度から平成29年度までの5カ年計画として策定したものの

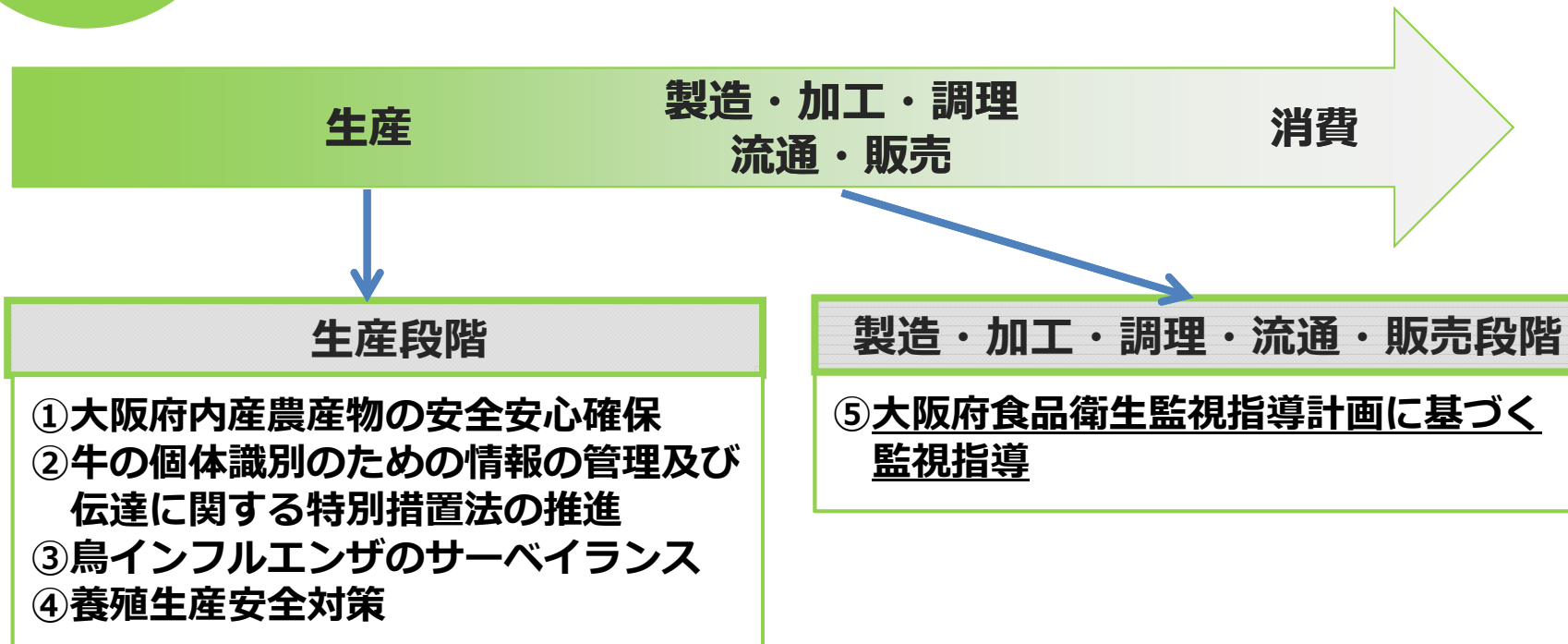
◎ 4つの施策

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
- 3 情報の提供の促進
- 4 事業者の自主的な取組促進

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

監視指導の 体制

食品の安全性の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等に関係法令に基づき行います。



	平成26年	平成27年度	平成28年度
営業施設数	85,486	85,155	84,493
監視延べ施設数	118,321	114,974	102,726

販売店の監視



- 食品の温度管理の確認
- 施設や設備の衛生状況の確認
- 食品表示の確認 等

製造施設の監視



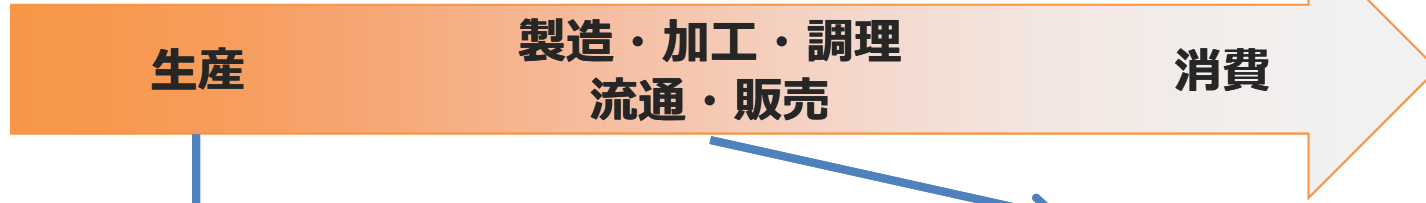
食品添加物の監視

- ・ 食品添加物の使用基準が守られているか
- ・ 認められていない食品添加物が使用されていないか
- ・ 食品添加物が正しく表示されているか

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

食品等の
試験検査

食の安全性が確保されているかを確認するために、府は生産から消費に至るまでの各段階で、必要に応じ試験検査を行います。



- 生産段階**
- ⑥大阪府内産農産物の安全安心確保
 - ⑦畜産物中の飼料添加物残留検査
 - ⑧貝毒の監視
 - ⑨養殖生産安全対策

- 製造・加工・調理・流通・販売段階**
- ⑩大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査
 - ⑪農林水産物の生産過程での法令の遵守のための措置
 - ⑫無承認無許可医薬品(いわゆる健康食品)に係る医薬品成分検査
 - ⑬米のDNA 品種判別検査の実施

試験検査	平成26年	平成27年度	平成28年度
検査検体数	27,476	24,552	24,288
検査項目数	98,336	98,322	95,869
違反不良食品摘発数	22	30	18

食品添加物の収去検査

収去検査

食品衛生法に基づき、スーパー等の施設に食品衛生監視員が立ち入り、必要最小量の食品や食品添加物等を職権により無償で持ち帰り、試験検査をすること。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
検査検体数	279	279	279
違反食品摘発数	2※	0	0

※摘発した違反食品

レモン：イマザリル（防かび剤）の使用基準超え

油菓子：表示にない着色料の検出

違反が判明した場合の対応

◎ 製造所等が大阪府外の場合

- 製造所を管轄する自治体へ通報

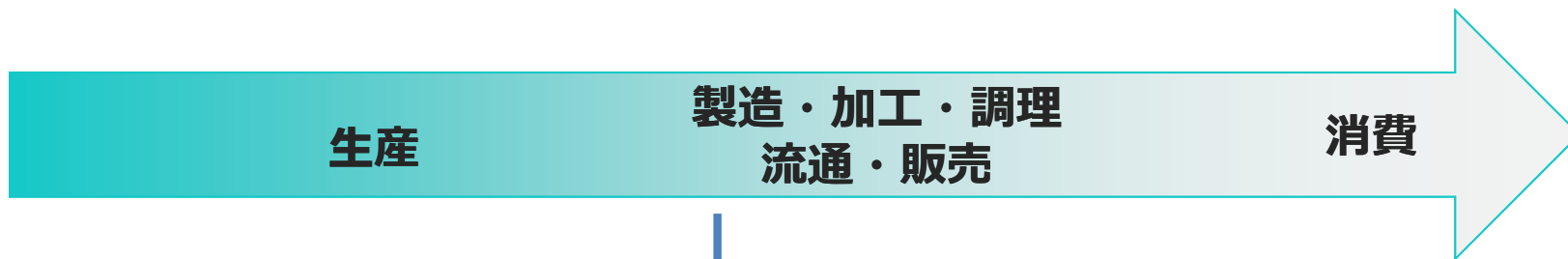
◎ 製造所等が大阪府内の場合

- 製造者に対して改善指示
- 必要に応じ、製造者に対して行政措置
(回収、販売禁止、営業停止命令、廃棄確認)
- 販売店に回収確認

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

表示の 適正化の 推進

食品等の表示は、府民が食品等を選択するうえで目安となります。表示が適切に行われるために、計画的に監視や指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対しては改善指導を行います。



生産から製造・加工・調理・流通・販売段階での施策

- ⑭ **食品の適正表示の推進**
- ⑮ **食品衛生法と JAS 法に基づく販売施設への合同立入監視指導**
- ⑯ **健康食品関係施設への合同監視指導**

食品表示の確認



食品・添加物等の夏期（年末）一斉取締り

食中毒発生の増える夏期及び食品の流通量が増える年末において、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について監視指導を強化、及び収去検査を実施

食品添加物の表示について

従来の表示

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨脹剤、香料
------	------------------

- ・ 原材料名の中の最後に記載されている。
- ・ 添加物と添加物以外の原材料の違いがわかりにくい。

食品表示法

平成27年4月1日施行
(5年間の経過措置あり)



明確に区分して表示

例 1

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩
添加物	膨脹剤、香料

例 2

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、 / 膨脹剤、香料
------	---------------------

2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実

情報の収集
及び
調査研究



府は食の安全安心に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品の安全に関する様々な情報の収集及び分析や先行調査、試験研究を推進します。

- ⑰食品関連事業者や府民からの食品相談の受付
- ⑱食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査
- ⑲食の安全安心を守る研究の推進

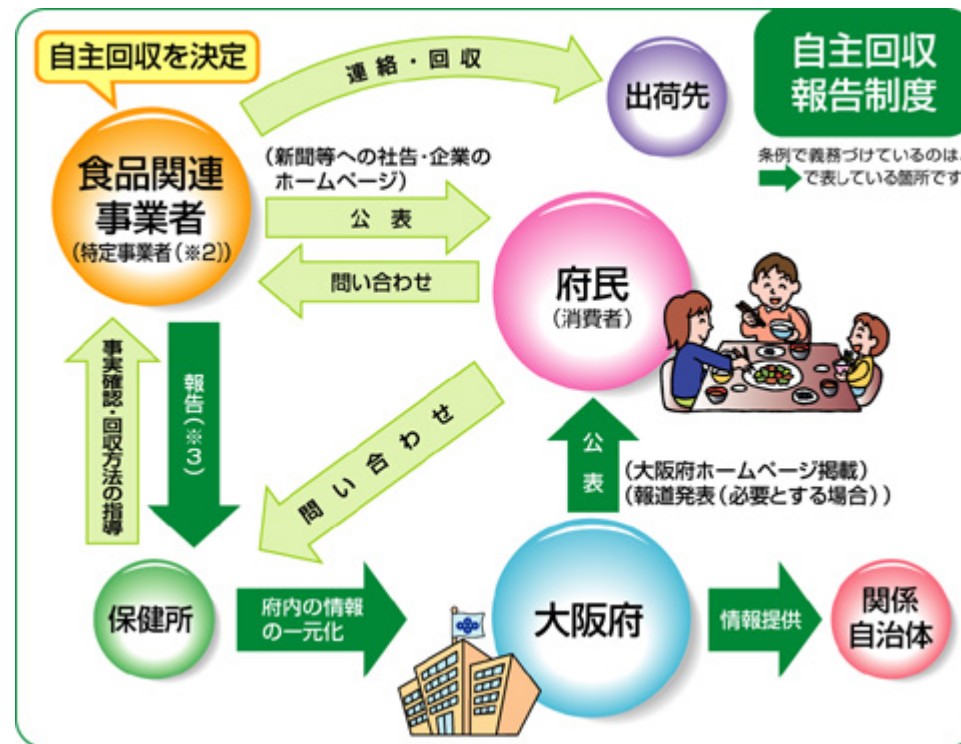
	実績			最終目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放射性物質の検査体制の整備 (検査実施数)	639検体/年	595検体/年	662検体/年	500検体/年

2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実

自主回収 報告制度

食品関連事業者は自らが食品等の不備を把握し自主的に回収するなど、健康被害の拡大防止に努める必要があります。その情報を公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝え、食品関連事業者の回収の円滑化を図ります。

⑩ 自主回収報告制度



食品の自主回収について

	平成26年	平成27年	平成28年
自主回収報告件数	310	256	311
内、回収理由が 食品添加物に係るもの	10	13	13

回収理由の一例

- ・ 指定外添加物が検出されたため
- ・ 添加物の使用基準超え
- ・ 添加物の誤表記
- ・ 添加物の表示漏れ

回収情報の公表

- ・ 大阪府ホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/jisyukaisyu/kaisyu.html>)
- ・ 食の安全安心メールマガジン

2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実

緊急時に
迅速に対応
できる体制
の確保



緊急時に迅速な対応ができるよう、危機管理体制を確保します。また、対応マニュアルの周知や対応訓練を行うとともに、必要に応じて体制の見直しを行います。

- ⑳ 食中毒発生時の調査体制について
- ㉑ 健康食品等による健康被害相談について
- ㉒ 貝毒対策について
- ㉓ BSE発生時の体制について
- ㉔ 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ発生時の対応について
- ㉕ 大阪府食の安全安心推進委員会の開催について

食事に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報提供を行います。

- ㉖ 健康被害の拡大防止のための情報の公表

健康被害の
拡大防止の
ための情報
の公表

3 情報の提供の促進

リスク
コミュニケーション
の促進

生産から消費に至る各段階での情報が、行政、食品関連事業者、府民、学識経験者で共有できるよう、意見交換、情報交換を行う機会の提供などを行うとともに、情報の共有化を通じて、消費者と事業者との意見を府の施策に積極的に反映させます。



- ⑳大阪府食品衛生監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表
- ㉑府民ニーズの把握
- ㉒シンポジウム・セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施
- ㉓消費者研究発表大会

	実績			最終目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
リスクコミュニケーションの実施 (セミナー・シンポジウム等の実施回数)	10回	10回	10回	10回

食の安全安心シンポジウム



(お知らせ) 食の安全安心シンポジウム2017

日時：平成29年10月20日（金）14時～16時30分

**テーマ：「ほんまはどやねん？これからどうなる？
遺伝子組み換え食品」**

申込期間：8月25日（金）～10月4日（水）

3 情報の提供の促進

正しく分かりやすい情報の提供

府民の健康への悪影響を未然に防止するための有益な情報を、府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどを活用して積極的に情報提供を行います。
また、監視指導結果、各種の調査結果などの行政情報も含めた幅広い情報を府民に分かりやすく提供します。

- ③大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンによる情報提供
- ③③府民への情報提供等
- ③④自主回収情報の公表
- ③⑤違反の公表
- ③⑥食の安全安心情報の発信



	実績			最終目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大阪府食の安全安心メールマガジン (登録者数)	5,823名	6,045名	6,924名	10,000名

食の安全安心メールマガジン

大阪府
食の安全安心^{*}メールマガジン
登録者募集中!!

購読無料

大阪府から、食に関する情報を随時お届けします。



手続きは簡単!
パソコン・携帯電話のどちらでも登録できます!

最新情報入手!

◎ 登録無料

◎ 6つのカテゴリーから
自由に選択して受信

- ・ 食に関するイベント情報
- ・ 知っトク! 食の情報
- ・ 食に関する緊急情報
- ・ 食品等の自主回収情報
- ・ 食品の放射性物質関連情報
- ・ 法改正や通知等の事業者向け情報

3 情報の提供の促進

知識の普及 啓発等

食品関連事業者の責務や府民の役割を果たせるよう、府は、食の安全安心の確保に関する学習の機会の提供など、必要な取組を行います。

- ③7 食品衛生講習会の実施など
- ③8 大阪府食の安全安心推進条例の普及啓発
- ③9 行政、企業等の主催イベントへの参画
- ④0 第2次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進



	実績			最終目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	18,268名	18,508名	17,865名	2,0000名

4 事業者の自主的な取組促進

事業者への
技術的支援

食品関連事業者に対して、生産加工技術や自主衛生管理に関する行政情報の提供や助言等を行い、食品の安全性確保に関する技術水準の向上を図ります。

- ④1 農薬安全使用講習会の実施
- ④2 養殖場等に関する魚類防疫に関する講習会の実施
- ④3 HACCP 手法を用いた自主衛生管理の助言、指導
- ④4 食品衛生指導員制度への支援



4 事業者の自主的な取組促進

事業者の
自主衛生
管理の推進

食品関連事業者に対して、生産加工技術や自主衛生管理に関する行政情報の提供や助言等を行い、食品の安全性確保に関する技術水準の向上を図ります。



- ④5 大阪版食の安全安心認証制度の推進
- ④6 大阪工コ農産物認証制度の推進
- ④7 顕彰の実施

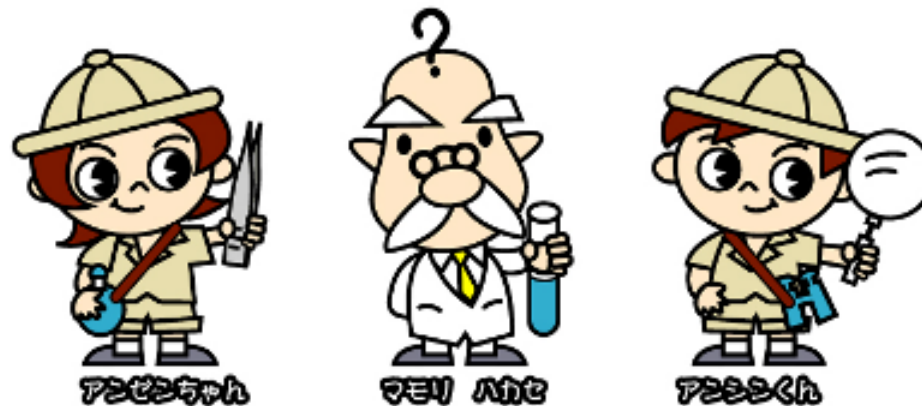
④5 大阪版食の安全安心認証制度：お店が行っている食の安全・安心に関する積極的な取り組みを評価し、府民から信頼される施設を増やすための制度

- ・ 大阪府が指定した第三者機関による審査
- ・ 認証マーク「大阪育ちのころちゃん」が安全・安心の目印
- ・ 大阪府ホームページや食の安全安心メールマガジンで認証施設の紹介
- ・ 現在の認証施設数は190施設

大阪府食の安全安心顕彰制度表彰式



ご清聴ありがとうございました



いつもあなたのそばで見張り番

「食の安全 まもり隊」